特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	障害者総合支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、障害者総合支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害者総合支援関係事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の 不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、 併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和7年3月4日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	障害者総合支援関係事務				
②事務の概要	障害者総合支援法及び児童福祉法等の規定に則り、障害福祉サービス及び障害児通所給付に関する受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。				
③システムの名称	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
障害者総合支援受給者ファイル 宛名情報ファイル	L				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第9項、第21項、第51項、第117項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第8条、第12条、第25条、第60条				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第 九号)第二条 表14,15,16,37,75,144,145,146項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第 九号)第二条 表11,15,20,81,144,145,146,155項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付 関係情報」が含まれる項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	保健福祉部 障がい福祉課				
②所属長の役職名	障がい福祉課長				

6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	保健福祉部 障がい福祉課					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	保健福祉部 障がい福祉課					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年10月1日 時点					
3. 重大事故							
	引に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書]	点項目評価	3) 基礎項目評	価書及ひ 価書及ひ	「重点項目評価書 「全項目評価書 ウ対策の詳細が記載
されている。					
2. 特定個人情報の入手(1	情報提供ネットワークシステ.	ムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入: 2)十分である 3)課題が残さ:		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残さっ		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			I]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を除く。)	Ι]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	1]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入: 2)十分である 3)課題が残さ:		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている [十分である] 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢>					
9. 監査						
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと表	まえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
判断の根拠	特定個人情報が記載された不要書類はシュレッダーを使用して毎日廃棄している。また、書類の保管についてはキャビネットへ収納し、毎日施錠している。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月4日	Ⅱ-1 対象人数(時点計数)	令和2年6月14日時点	令和3年6月4日時点	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-2 対象人数(時点計数)	令和2年6月14日時点	令和3年6月4日時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年11月7日	Ⅱ-1 対象人数(時点計数)	令和3年6月4日時点	令和4年11月7日時点		
令和4年11月7日	Ⅱ-2 対象人数(時点計数)	令和3年6月4日時点	令和4年11月7日時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和6年8月1日	3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1項、別表第一 第8項、第12 項、第34項、第84項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表 の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第 8条、第12条、第25条、第60条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法)第9条第1項、別表 第9項、第21項、第5 1項、第117項 並びに番号法別表の主務省令で定める事務を 定める命令(平成二十六年内閣府・終務省令第 五号)第8条、第12条、第25条、第60条	事後	番号法改正のため
令和6年8月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の10、11、12、 20、53、108、109、110の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)等の条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第8、11、1 6、20、26、53、56の2、57、87、108、11 6項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第55条、第55条の2、第55条の3	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 表14,15,16,37,75,144,145,146項 ■情報提供の根拠番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 表11,15,20,81,144,145,146,155項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項	事後	番号法改正のため
令和7年2月19日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年2月19日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年2月19日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更により項目追加